

第 3 問 答 案 用 紙 < 1 >  
( 会 計 学 )

問題 1

問 1

① 所有権移転ファイナンス・リース	② 長期前受収益	③ 未払利息
④ 39,095 千円	⑤ 5,095 千円	⑥ 長期前受収益償却
⑦ リース投資資産	⑧ 43,000 千円	⑨ 7,624 千円

問 2

両者は、資産の所有に伴うすべての経済的利益を享受するとともにすべてのコストを負担するという実態を有している点で類似する。他にも使用の有無にかかわらず長期の支払義務を負う点、対価の支払が分割して行われる点、支払額の中に利息相当額が含まれる点及び最終的に資産の所有権を借手(買手)が取得する点等でも類似する。

第 3 問 答 案 用 紙 < 2 >  
( 会 計 学 )

問題 2

問 1

(単位：百万円)

①	16,990	②	10,000	③	3,000
④	238,300	⑤	2,740	⑥	500
⑦	448,500	⑧	5,500	⑨	500

問 2

企業結合が逆取得となる場合、消滅会社である取得企業の資産及び負債の支配は合併の前後で変更がなく、取得企業に対する持分は継続しているため、存続会社の個別財務諸表上、合併直前の適正な帳簿価額のまま引き継ぐ必要がある。

## 第4問 答案用紙<1> (会 計 学)

### 問題 1

問 1

これは自己株式を取得したのみでは発行済株式総数は減少せず、取得後の処分もあり得る点に着目し、自己株式の保有は処分又は消却までの暫定的な状態であるため。

問 2

a (b) 理由：これは、自己株式の取得の対価として自社の他の種類の株式を交付する取引の実態は、純資産の部の株主資本内の移動であって、新たな払込みの事実がなく、払込資本を増加させる必要はないという考え方が基礎にある。

問 3

a b (c) 理由：自己株式の性格は会社所有者に対する会社財産の払戻しであり、資産ではない。このため、自己株式を無償で取得しても、取得した会社にとっては資産は増加せず、株主間の富の移転が生じているのみである。ここで、株主間の富の移転のみによっては当該会社の株主持分額の変動は認識されないのが一般的であるため、その処理との整合性から、cの方法を採用している。

### 問題 2

問 1

a：一時差異等が発生した期間に関心に向け、当該期間における損益計算書上、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等との対応関係を図ることを目的とする。  
b：一時差異等が解消する将来の期間に関心に向け、一時差異等の解消期間に支払うべき法人税等の増減額を貸借対照表において明らかにすることを目的とする。

問 2

a (b) 理由：bの考えによれば、繰延税金資産は将来減算一時差異等の解消期間における法人税等の減少額を意味するが、これは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源という資産の定義に合致する。この考えによれば、税率の変更があった場合、経済的資源を意味する法人税等の減少額が変動するため、新たな税率に基づき繰延税金資産を再計算し、計上額を修正すべきである。

問 3

a (b) 理由：将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は、将来減算一時差異と同様に、課税所得が生じた年度の法人税等を減少させる効果を有する。bの考えによれば、当該法人税等の減少額を繰延税金資産として計上する必要があるため、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は税効果会計の対象とされる。

## 第4問 答案用紙<2> (会 計 学)

### 問題 3

#### 問 1

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率がおおむね80%から125%までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺されると認められる。

#### 問 2

原則的な会計処理方法では、外貨建金銭債権の期末換算差額と為替予約の期末評価差額がそれぞれ各期の年度利益に含まれる。これに対して振当処理では、直々差額が全額為替予約を行った期の年度利益に含まれるとともに、直先差額が為替予約を行った期から為替予約を実行する期までに配分され、各期の年度利益に含まれるという違いがある。

#### 問 3

前払費用や前受収益は、時の経過に従い損益となるものについて、期間損益計算上、当期に帰属しない部分を繰り延べるための経過勘定項目である。ここで、直先差額は金利の性質を有するため、時の経過に従い損益となるものであるが、振当処理は、当該金利相当額のうち、当期に帰属しない部分を繰り延べ、時の経過に従い損益として処理することで、経過勘定の会計処理との整合性が図れることから、現行の会計基準で認められている。

### 問題 4

#### 問 1

平均残存勤務期間以内の一定の年数は、一度採用したら継続的に適用する必要があるため、変更する場合には合理的な変更理由が必要となるため、合理的な理由により費用処理年数を変更する場合は会計方針の変更となる。ただし、リストラクチャリングによる従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が費用処理年数より短くなったことを原因として費用処理年数を変更する場合は、会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更であるため、会計上の見積りの変更となる。

#### 問 2

基礎率の変更による多額の数理計算上の差異の発生は会計事実の変更には該当しないため、会計上の見積りの変更としての費用処理年数の変更は認められない。また、平均残存勤務期間以内の一定の年数は継続適用が求められ、単に経済環境の変化のみを理由とする費用処理年数の変更は合理的な変更理由とは認められないため、会計方針の変更としての費用処理年数の変更も認められない。以上より費用処理年数は変更できないと考える。

第5問 答案用紙<1>  
(会 計 学)

問題 1

a	その他の包括利益	b	組替調整	c	51
d	70.2	e	資本剰余金	f	減算
g	売却				

問題 2

(単位：千円)

①	15,300	②	2,368	③	39,224
④	6,000	⑤	7,544		

問題 3

貸方金額には、( )を付すこと。

(単位：千円)

ア	36,000	イ	34,600	ウ	15,230
エ	72,000	オ	15,280	カ	(47,800)
キ	(50,000)	ク	(58,533)	ケ	(280,000)
コ	140,100	サ	109,200	シ	296
ス	(7,200)	セ	(4,350)	ソ	(6,000)
タ	(10,410)	チ	500	ツ	3,420
テ	(21,861)	ト	(23,309)	ナ	(1,352)
ニ	(456)	ヌ	305	ネ	4,000
ノ	1,641	ハ	(27,643)		

第5問 答案用紙<2>  
(会 計 学)

問題 4

- ① T社への現物出資により、T社株式の支配獲得時における時価と持分法による評価額の差額について、段階取得に係る差益として10,410千円の特別利益が計上されるため、当期純利益が一時的に増加している反面、S社に対する持分変動により203千円の法人税、住民税及び事業税が計上されるため、当期純利益が一時的に減少している。
- ② S社によるその他有価証券の売却により、投資有価証券売却益として6,000千円の特別利益が計上されるため、当期純利益が一時的に増加するとともに、税効果額控除後の3,600千円が組替調整額とされるため、その他の包括利益が一時的に減少している。

問題 5

問 1

子会社の判定基準は、意思決定機関の支配の有無により判定する支配力基準による。P社はT社の議決権の40%以上50%以下を所有しているため、P社の緊密者等が保有している議決権と合わせて過半数を超える場合やT社の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数をP社の役員等が占めている場合等、P社がT社の意思決定機関を支配していると推測される事実が存在すれば、T社はP社の子会社と判定される。

問 2

T社が当初よりP社の子会社と判定されていた場合でも、P社の個別財務諸表における会計処理は異なる。これに対して、連結財務諸表上は、共通支配下の取引に準ずる取引に該当し、T社に対する持分の増加が非支配株主との取引として取扱われるため、持分変動による差額をのれんではなく資本剰余金に計上する点が異なる。